串間市監査委員告示　第５号

地方自治法第１９９条第６項の規定に基づき、市長から要求のあった監査（令和７年度３回目）を実施しましたので、同条第９項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和８年３月１８日

串間市監査委員　田　中　良　嗣

串間市監査委員　福　留　成　人

串監第１９３２号
令和８年３月１８日

串間市長　武田　浩一　様
串間市議会議長　坂中　喜博　様

串間市監査委員　田中　良嗣
串間市監査委員　福留　成人

監　査　の　結　果　に　つ　い　て

地方自治法第１９９条第６項の規定に基づき、令和７年４月１日付け１１０－８号で市長から要求のあった監査の結果（３回目）について、同条第９項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

なお、本監査の結果に基づき、又は本監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第１９９条第１４項の規定により当該措置の内容を提出してください。

市長の要求に基づく監査結果報告書（令和７年度３回目）

令和８年３月１８日

串間市監査委員　田中　良嗣
串間市監査委員　福留　成人

１　串間市監査基準への準拠

市長の要求に基づく監査は、串間市監査基準に準拠して実施した。

２　監査等の種類

市長の要求に基づく監査（地方自治法第 199 条第 6 項の規定による監査）
（市長の監査要求内容）
令和７年度 公共工事に係る指名状況及び入札結果等の事務の執行状況について

３　監査等の対象

財務課（入札・契約等主管課）

４　監査等の着眼点

本監査においては、全国都市監査委員会が策定している実務ガイドライン等を踏まえ、公共工事に係る指名状況及び入札等の事務執行が関係法令等に従って適正かつ公平に行われているかの着眼点を持って実施した。

５　監査等の主な実施内容

（１）監査の範囲

今回の監査の範囲は、財務課が行った令和７年１１月から令和８年２月（令和７年度予算に伴う案件）の入札執行分とする。

（２）監査の方法

監査にあたっては、関係書類等を照査検討するとともに財務課の説明を聴取し、その執行状況から主として事務の適法性、公平性について監査した。

６　監査等の実施場所及び日程

（１）実施場所　串間市監査委員室（監査委員事務局）

（２）日程（期間）

１）監査準備及び書類等監査　令和８年２月５日から令和８年３月１２日
２）委員監査　令和８年２月１３日及び令和８年３月１２日

７　監査の結果

令和７年１１月から令和８年２月入札執行（指名競争入札）分の公共工事に係る指名状況及び入札結果等については、入札件数が１２件あり事務の執行状況等については概ね適正に処理されていた。

なお、工事以外を含む全指名競争入札件数は１４件で、別途、条件付一般競争入札を１１件実施しているため、全入札件数については２５件（うち不調：１件）となっている。

今回監査を行った公共工事に係る指名及び入札等の状況については、次表のとおりである。

また、今年度からは予定価格の事後公表や条件付一般競争入札が試行されており、その結果等についても監査を行い記載しているが、予定価格の事後公表については、８月以降の入札においては実施していない状況となっている。

なお、注意すべき事項等については「８ 意見」として記載した。

○公共工事に係る指名競争入札の状況　（※（　）内は、工事以外も含む全体の数）

項　目	１１月入札分	１２月入札分
指名審査会	令和７年１０月３０日	令和７年１１月２６日
指名通知日	令和７年１１月　４日	令和７年１２月　１日
入札執行日	令和７年１１月１９日	令和７年１２月１８日
指名から入札までの期間	１５日間	１７日間
契　約　日	令和７年 11 月 21 日～11 月 28 日	令和７年１２月２３日
入札件数	６件　（　７件）	１件　（　１件）
入札不調件数	０件　（　０件）	０件　（　０件）
指名業者数	延　３１者　（延３７者）	延　５者　（延　５者）
入札辞退者数	８者　（　８者）	２者　（　２者）
失格者数（無効含む）	０者　（　０者）	０者　（　０者）
予定価格総額(A)	27,966千円　（ 41,229千円）	3,363千円　(3,363千円)
落札額総額（税込）(B)	27,610千円　（ 40,040千円）	3,322千円　(3,322千円)
差引額((A)-(B))	356千円　（ 1,189千円）	41千円　（　41千円）
(B)／(A)　(%)	98.73%　(97.12%)	98.78%　(98.78%)
平均落札率（%）	98.64%　(97.94%)	98.78%　(98.78%)

※平均落札率は、１件ごとの落札率を合計して落札数で除したもの。
※条件付一般競争入札は含まない。

項　目	１月入札分	２月入札分
指名審査会	令和７年１２月２４日	令和８年１月２９日
指名通知日	令和７年１２月２６日	令和８年２月　３日
入札執行日	令和８年　１月１６日	令和８年２月１９日
指名から入札までの期間	２１日間	１６日間
契　約　日	－	令和８年２月２５日～３月６日
入札件数	０件　（　１件）	５件　（　５件）
入札不調件数	０件　（　０件）	０件　（　０件）
指名業者数	延　０者（延　４者）	延　２７者　(延２７者)
入札辞退者数	延　０者（延　０者）	延　２者　(延　２者)
失格者数（無効含む）	０者（　０者）	１者　（　１者）
予定価格総額(A)	(1,837千円)	26,722千円（　26,722千円）
落札額総額（税込）(B)	(1,793千円)	23,914.88千円 (23,914.88千円)
差引額((A)-(B))	（　44千円）	2,807.12千円（ 2,807.12千円）
(B)／(A)　(%)	(97.60%)	89.50%　(89.50%)
平均落札率（%）	(97.60%)	94.45%　(94.45%)

※平均落札率は、１件ごとの落札率を合計して落札数で除したもの。
※条件付一般競争入札は含まない。

○条件付一般競争入札の状況

項　目	条件付一般競争入札　１１月～２月分
指名審査会	―
公告日（指名通知日）	令和７年 11 月４日･12 月１日･12 月 26 日 令和８年２月３日
入札執行日	令和７年 11 月 19 日・12 月 18 日 令和８年１月 16 日・２月 19 日
公告から入札までの期間	１５～２１日間
契　約　日	令和７年 11 月 21 日 12 月２日･3 日・23 日・26 日 令和８年１月 26・30 日
公告から契約までの期間	１７～３５日間
入札件数	１１件　（　１１件）
入札不調件数	１件　（　１件）
入札中止件数	０件　（　０件）
入札参加者数（指名数）	延　５７者（延　５７者）
入札辞退者数	２者（　２者）
失格者数（無効含む）	０者（　０者）
予定価格超過者数	延　０者（延　０者）
予定価格総額(A)	504,633千円　（504,633千円）
落札額総額（税込）(B)	495,235.4千円（495,235.4千円）
差引額((A)-(B))	9,397.6千円　（ 9,397.6千円）
(B)／(A)　(%)	98.14%　(98.14%)
平均落札率（%）	97.51%　(97.51%)

※（　）内は、工事以外も含む全体の数。
※条件付一般競争入札の辞退者は、入札参加の承認後に参加取下げや辞退をした者。
※２月入札における仮契約日は令和８年３月４日である。（本契約日は議決日である。）

○予定価格事後公表を除く公共工事に係る指名競争入札の状況

項　目	１１月～２月分
入札件数	１２件　（　１４件）
入札不調件数（中止含む）	０件　（　０件）
指名業者数	延６３者　（延７３者）
入札辞退者数	延１２者　（延１２者）
失格者数（無効含む）	１者　（　１者）
予定価格総額(A)	58,051千円　（　73,151千円）
落札額総額（税込）(B)	54,846.88千円　（69,069.88千円）
差引額((A)-(B))	3,204.12千円　（ 4,081.12千円）
(B)／(A)　(%)	94.48%　(94.42%)
平均落札率（%）	96.91%　(96.73%)

（　）内は、工事以外も含む指名競争入札数。

８　意見

令和６年８月に策定された本市の「入札・契約制度等改革に係る取組方針」に基づく取組の前回監査時以降の進捗状況について聞き取り等を行った。

まず、予定価格の公表方法については、入札等監視委員会の意見聴取を踏まえ、１２月に業界団体等との意見交換会を実施したとの説明があった。予定価格の公表方法については、これまでも必要に応じて事後公表の試行及び検証を行ってきたところである。今後については、原則として事前公表としつつ、事後公表の在り方についても引き続き検証を行い、その運用の適正化を図る方針である。

次に、一般競争入札を含めた入札制度の検討については令和７年５月から試行を開始し、入札結果等の分析及び検証を行ってきたところである。その結果を踏まえ、市の実情に応じた一般競争入札の運用に必要な条件の整備を進め、新発注基準と要綱案との整合性について検討を行ってきたものである。一方、適用範囲（工種、分類）等の要綱の制定については、年度末を目途に手続きを進めているとのことである。制定後は速やかに公式サイト及び広報誌等を通じ周知を図り、次年度からの入札が円滑に移行できるよう努められたい。

次に、電子入札の導入についてはシステム導入が完了したことからテスト入札を検討したが（令和８年１月以降に土木Ａランク業者を対象に実施予定）実施には至っていないとのことである。
電子入札システムについては、宮崎県が提供するシステムを使用して運用するところであるが、県の電子入札システムの更新時期と重なったことから、当該年度における実施ができなかったとの説明があった。今後、システムの動作確認を行い、令和８年４月以降にテスト入札を実施する予定である。本件は次年度に向けて検討すべき課題であり、円滑な実施に向けた体制整備に努められたい。

「入札・契約制度等改革に係る取組方針」に基づく取組の進捗状況については、一部に遅れはあるものの概ね計画どおりに進められている。

次に、１１月入札分の１件の工事請負契約書において、収入印紙（額）の貼付誤りが認められた。当該誤りについては、契約担当課から受注者に対して口頭での注意を行ったところではあるが事務の負担等を考慮し、当該契約書をそのまま活用したい旨の申し出があったとの説明であった。今後同様の誤りが生じないよう特に注意されたい。
同じく、条件付一般競争入札において、入札公告時に「入札書」の様式を明示して公表しているにもかかわらず、指定様式とは異なる入札書が使用されている。入札手続の適正な運用を損なうおそれがあることから、今後は公告内容を十分確認のうえ指定様式による入札を徹底されたい。

次に、１２月入札分の条件付一般競争入札において、入札不調が１件ある。これは、入札参加申込が７者からあったものの、入札参加申込期限後、全ての業者が再度検討した結果、工期内完了困難等の理由により辞退している。
これは、年度内完了が困難であるため繰越明許費事業として年度を跨ぐ工期を設定しているが、受注者側においては、現時点での手持ち工事の状況や技術者の確保が困難となる傾向にあることが入札不調等の要因となっているものと思料する。
このことから、当該工事については１月に条件付一般競争入札として再度実施しているが、工事期間および事業内容には変更はなく、設計単価の見直しに伴い設計額に変更が生じたものであるとのことである。
また、条件付き一般競争入札における参加要件については、格付要件区分を「土木工事Ａ級」から「土木工事Ａ・Ｂ級」と拡充し、あわせて余裕のある工期設定としたことにより入札に参加可能となる事業者の範囲が広がり、競争性が確保されたものと思料する。

次に、２月入札分の条件付一般競争入札において、受注者との仮契約が締結され、３月議会における議決案件として提出されている。議決案件となる契約については、入札結果を踏まえた契約事務を適正に進める必要があることから、今後においても、関係手続の適時・適切な執行に努められたい。

次に、入札率については一部案件において落札率が 80.00％であったものも見受けられるが、予定価格に対して低落札であることから、積算に基づく施工管理体制の確保に支障が生じるおそれがあり、適正な施工管理及び品質確保がより一層求められる状況である。
また、入札の透明性の確保を図るため、予定価格事後公表及び条件付一般競争入札を導入し実施してきたが、入札率については高止まりの傾向となっている。入札制度等の改革の趣旨は、本市が発注する公共工事等における入札・契約制度の適正化を図ることであり落札率を下げることが目的ではない。適正な積算に基づく予定価格の設定を行うとともに、市民や事業者等に疑念を持たれないよう透明性及び公平性の確保に引き続き努められたい。

次に、入札後の契約事務において、契約書に記載された工事場所の住所（地番）が入札公告に記載された住所と相違していた事例や、入札内訳書の金額と請負代金内訳書の工事内訳金額が一致していない事例が確認された。入札から契約事務に至る一連の事務は所管課の責務であると思料することから、契約内容の整合性確認を含めたチェック体制の強化を図り、適正な事務執行に努められたい。

最後に、今回の監査結果においては、予定価格の事後公表の入札は行っていないことから事前公表の入札との比較はできないところであるが、今後も引き続き分析及び検証を行う必要があると思われる。また、今回の「条件付一般競争入札」においても事後審査型を採用し落札者を決定しているが、公告（通知日）から契約までの期間が概ね１ケ月程度となっていることから、円滑な執行となるよう入札及び契約事務に努められたい。

これまで「入札・契約制度等改革に係る取組方針」に基づき、適宜改善や見直しを行い、地場産業振興等地域性にも考慮しつつ公平、公正でより透明性の高い入札・契約制度の構築に努めてきたことは評価できる。
また、地方自治法第 199 条第６項（市長の要求に基づく監査）の規定による監査にあたっては、市長の要求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査を実施してきたところであるが、今後においても入札等監視委員会の意見等を参考に、入札及び契約事務に係る透明性及び公正性の一層の確保に向け、適正な事務執行が図られるよう取り組まれたい。